

PCB特措法と電気関係報告規則における届出事項の整合化等に係る通達改正について

平成24年9月
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 改正の概要

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法（平成13年法律第65号）（以下「PCB特別措置法」という。）において規制されているポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）のうち廃油については、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という）の量が試料1キログラムにつき0.5ミリグラム以下である場合は、環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして、そもそもPCB廃棄物とされていない。（PCB特別措置法第2条第1項、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）第1条及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）第2条第1号を参照。）

他方、電気事業法（昭和39年法律第170号）第106条に基づく電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）等においては、PCBを含有する絶縁油を使用する電気工作物（以下「PCB含有電気工作物」という。）を適正に管理し処理していくため、PCB含有電気工作物の使用及び廃止の状況を把握等するための定期報告及び公害防止等に関する届出が規定されているが、これらの報告等においてはPCB特別措置法のようにPCBの含有率に関する裾切り値が定められていない。

このため、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」について（平成17・02・14原院第4号）で規定された同内規において、新たにPCBの含有率に関する裾切り値を定める等、所要の改正を行う。

2. 改正の必要性

（1）現行制度の概要

有害物質であるPCBを確実に適正に処理するため、平成13年にPCB特別措置法が制定され、事業者に対し、PCB廃棄物の保管、処分等についての必要な規制が課された。PCB特別措置法上のPCB廃棄物のうち廃油については、当該廃油に含まれるPCBの量が試料1キログラムにつき0.5ミリグラム以下である場合は、環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして、そもそもPCB廃棄物とされていないため、一般の廃棄物として処理することが可能とされている。

また、平成16年2月17日に環境省産業廃棄物課長が各自治体向けに発出した通達「重電機器等から微量のPCBが検出された事案について」においては、「廃重電機器等

について、機器毎に測定した当該廃重電機器等に封入された絶縁油中のPCB濃度が処理の目標基準である0.5mg/kg以下であるときは、当該廃重電機器等は、PCB廃棄物に該当しないものであること。」とされている。

さらに、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）においては、同令第19条第14項において、PCBを含有する絶縁油を使用する電気機械器具を新たに電路に施設することを禁じている。また、同条同項の解釈を定める電気設備の技術基準の解釈第32条においては、PCBを含有する絶縁油とは、絶縁油に含まれるPCBの量が試料1kgにつき0.5mg以下である絶縁油以外のものとしており、PCB特別措置法に準拠した運用を行っている。

一方、同じ電気事業法に基づく電気関係報告規則においては、PCB含有電気工作物を適正に管理し処理していくため、PCB含有電気工作物の使用及び廃止の状況を把握等するための定期報告及び公害防止等に関する届出が規定されているが、これらの報告等においてはPCBの含有率に関する裾切り値が定められていない。

（2）問題点

電気関係報告規則においては、PCBの含有率に関する裾切り値が定められていないため、PCB含有電気工作物の絶縁油に含まれるPCBの量が試料1kgにつき0.5mg以下である場合についても、同令に基づく報告等が課されていることから、事業者からは、絶縁油に含まれるPCBの量が試料1kgにつき0.5mg以下である場合は当該絶縁油を使用する電気工作物はそもそもPCB含有電気工作物としないこととするよう要望されているところ。また、同令に限り、PCB特措法等以上の規制を課す合理的な理由もないと考えられることから、PCB特措法等に準拠した運用を行うことが必要である。

なお、事業者が使用している電気工作物に関するPCB含有の有無を判断するための参考情報として、既にPCBを含有することが明らかになっている電気工作物の製造者名及び型式等を公表しているところ、表現の適正化を図るべき事項等があることが判明したため、当該公表情報についても追記・修正を行う。

3. 具体的改正事項

（1）PCBの含有率に関する裾切り値の導入

現在、PCB含有電気工作物の絶縁油に含まれるPCBの量が試料1kgにつき0.5mg以下である場合についても電気関係報告規則の報告等の対象となっており、PCB特措法等と整合性がとれていないため、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」を改正し、PCBの含有率に関する裾切り値の導入を行うこととする。

具体的には、当該要領の（別添）「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用している電気工作物の報告に係る関係法令の解釈について」の関連部分に、以下のように下線部を加える。

(別紙)

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用している電気工作物の報告に係る関係法令の解釈について

【電気関係報告規則第2条の表6号】

2. 運用上の解釈

絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき0.5mg以下である絶縁油を使用する電気工作物については、報告の対象外とする。

【電気関係報告規則第4条の表第15号の2、同表第16号及び同表第17号の2】

2. 運用上の解釈

絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき0.5mg以下である絶縁油を使用する電気工作物については、届出の対象外とする。

【電気関係報告規則第4条の表第19号】

2. 運用上の解釈

絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき0.5mg以下である絶縁油を使用する電気工作物については、届出の対象外とする。

(2) 電気工作物に関するPCB含有の有無を判断するための参考情報の更新について

「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」を改正する。

具体的には、当該要領の（別表）に、以下の修正を加える。

- ①「表示記号等」の欄に掲載されている「表示」や「型式」について、箇条書きで整理する。また、用語等で使用されている数字及びアルファベットを全角に統一する他、別表中の型式番号をアルファベット順に並べ替える等の技術的修正を行う。
- ②当該電気工作物と一体となって構成される「ブッシング」に関し、PCB含有が明らかとなっているものについて、製造者名及び表示記号等を新たに追記する。

(3) 組織改編及び省令等の改正に伴う形式的修正

今般、原子力規制委員会設置法（平成24年6月27日法律第47号）の施行に伴い、平成24年9月18日をもって原子力安全・保安院が廃止され、9月19日付けで商流通保安グループに、電力安全課が移管することになった。

また、同法附則による電気事業法改正により、原子力発電工作物に関する保安規制等が経済産業大臣と原子力規制委員会の共管となったことに伴い、電気事業法に基づく省令・告示等が改正・制定されることとなった。

これらに伴い、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に形式的修正が必要となることから、所要の改正を行う。